

令和6年度 第8回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和6年11月7日(木) 午後1時30分から午後2時18分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

今 野 正 章	小 谷 信 江	以 倉 孝 弘
柳 下 清 隆	寺 島 あつ子	霜 野 市 和
谷 野 保 博	田 中 宏	山 崎 勝 喜
北 尻 芳 孝	奥 野 正 作	田 中 正 剛
松 本 智恵子		

(3) 欠席委員 1人

辻 千 太 郎

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	中 尾 美 昭	高 岡 一 平
塔 本 順 一	松 下 孝 彦	岸 田 勝 夫
田 中 利 幸	岡 所 次 郎	北 條 一 宜
登り山 正 嗣		

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第46号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第47号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第49号 農用地利用集積等促進計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 議案第50号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について
- 報告第36号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第37号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第38号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について
- 報告第39号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第40号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻 芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和6年度第8回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において柳下清隆委員、霜野市和委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。なお、辻千太郎委員欠席の旨、届出がされております。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第40号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計12件であります。

それではまず、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第27号から第31号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第27号は、申請地が東区日置荘原寺町で市街化調整区域内にあり、周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は田6筆、面積は合計3,292平方メートルで現在野菜及び保全管理中の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第28号は、申請地が南区畑で市街化調整区域内に

あり、周辺は原野及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は938平方メートルで果樹の状態です。

なお、本件の譲受人及び次の受付番号第29号の被設定人につきましては農地法第2条第3項各号の「組織要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」に適合しており、農地所有適格法人の要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第29号は、申請地は南区畑で市街化調整区域内にあり、周辺は原野、田、道路、水路及び宅地に囲まれており、地目は田4筆、面積は合計2,584平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、使用貸借による権利を設定し、借り受けるための申請です。

次に、受付番号第30号は、申請地は美原区平尾で市街化調整区域内にあり、周辺は田、水路及び法面に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,758平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第31号は、申請地は北区金岡町で市街化調整区域内にあり、周辺はハウス、里道及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,024平方メートルで現在ハウス及び野菜の状態です。

今回、譲受人が持ち分の2分の1につき贈与を受け、所有権移転するための申請です。

以上5件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「地域調和要件」及び受付番号第27号、第30号及び第31号については「農作業の常時従事要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第22号から第31号をご説明いたします。

まず、受付番号第22号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府和泉市阪本町で自動車賃貸業を営む法人で、申請地は南区檜尾の田2筆、面積は合計858平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している駐車場が事業拡大により手狭となったため、本社から近く、幹線道路に面して管理が容易な本申請地を譲り受け、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和6年10月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字溝と会所枡を設置し、南側のポンプアップ槽から水利組合管理水路に放流する計画です。周囲には東側にU字溝を設置し斜面は切土施工、北側スロープは盛土で補強する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第23号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区伏尾で不動産業を営む法人で、申請地は西区草部の田3筆、面積は合計2,809平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、顧客である運送業者から至急に駐車場を借りたい旨の要望があったため、本申請地を譲り受け、露天駐車場を整備し貸し付けるも

のです。

申請は令和6年10月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については車両の洗車に伴う排水が発生いたしますが、水利組合との協議済みです。雨水については自然浸透及び北側に U 字溝を設置し、敷地の傾斜を利用し西側の水利組合管理水路に放流する計画です。なお、簡易トイレについては受水槽で対応するため問題はないものと判断いたします。周囲にはフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第24号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が兵庫県加東市松沢で運送業を営む法人で、申請地は南区和田の田1筆、面積は1,898平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用する営業所内の駐車場が手狭なため、営業所から近距離にある申請地を賃借し、露天駐車場を整備するものです。

申請は令和6年10月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については北側、南側及び東側に U 字溝を設置し、東側市道敷の雨水管に放流する計画です。周囲にはブロック3段積みのうえ、ネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第25号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府松原市大堀3丁目で不動産業を営む個人で、申請地は東区日置荘田中町の田1筆、面積は863平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、建設業を営む個人から、資材置場を借りたい旨の要望があったため、要望者の事業所から比較的近い申請地を取得のうえ、露天資材置場として整備し、貸付けるものです。

申請は令和6年10月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸

透及び敷地の傾斜を利用し南側に設置する U 字溝から市道の雨水枡を経由し公共雨水管に放流する計画です。周囲にはブロック 3 段から 5 段を設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第 26 号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪府和泉市池田下町で飲食店を経営する法人で、申請地は中区田園の畑 2 筆、面積は合計 1, 064 平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、申請地の隣地に新店舗を建築する計画であるが、駐車場が不足するため、本申請地を譲り受け、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和 6 年 10 月 23 日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第 44 条第 1 号に該当し、第 3 種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については整地のうえ、敷地の傾斜を利用し西側の既設 U 字溝に放流する計画です。周囲にはブロック 2 段を設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第 27 号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区辻之に居住する、建設業を営む法人の代表者で、申請地は中区上之の田 3 筆、面積は合計 1, 328 平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、事業拡大により法人が使用する資材置場が手狭となったため、事務所および既存の資材置場に隣接する本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和 6 年 10 月 23 日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第 44 条第 2 号に該当し、第 3 種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透及び浸透枡等を利用し敷地内処理します。隣接農地の排水は素掘溝を設置し譲受人所有の側溝へ排水する計画です。周囲は法面を転圧し芝生等で養生する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第 28 号は、所有権を移転し転用するものです。申請

人は譲受人が中区陶器北で電気工事業及び建設業を営む法人で、申請地は中区陶器北の田2筆、面積は合計657平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、本社敷地内にある資材置場が手狭になったため、本社から近距離にある申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和6年10月23日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透及び敷地内は周囲にU字溝を設置し、北西側の道路側溝に放流する計画です。周囲にはフェンス等は設置いたしません、特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第29号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪市住吉区帝塚山西1丁目に居住する医師で、申請地は中区陶器北の田6筆、面積は合計1,438.97平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在のクリニックが手狭となり、移転の必要が生じたため、近距離にある申請地を取得し、都市計画法第29条の開発許可を受け、薬局付き診療所として使用するものです。

申請は令和6年10月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については敷地内に設置する汚水桝から西側市道の污水管に接続します。雨水については敷地内に雨水会所及び雨水桝を設置し、北西側から水路に放流する計画です。周囲にはブロックを3段から6段を設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第30号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が前の受付番号第29号と同一人で、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は1,058平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、新設するクリニックの駐車場が不足するため隣接する申請地を取得し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和6年10月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透及び傾斜により北西側の道路側溝に放流する計画です。周囲には北側、東側には既存擁壁があり、南側はブロック3段から6段を設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第31号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が美原区小寺で不動産業を営む個人で、申請地は美原区小寺の田1筆、面積は776平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、新たに建設業を始めるにあたり緊急に資材置場が必要となったため、事業所に近接する本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和6年10月25日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砕石舗装により自然浸透及び周囲にU字溝を設置し、南側市道の排水溝に放流する計画です。周囲にはフェンス等は設置いたしません、東側には土留めコンクリートを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決

定いたします。

続きまして、議案第46号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第46号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第13号をご説明いたします。

受付番号第13号は、申請人が美原区南余部に居住する農業者で、申請地は美原区南余部の田1筆、面積は593平方メートルのうち487.3平方メートル、現在野菜の状態です。

以上1件につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第47号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第47号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第6号から第11号をご説明いたします。

まず、受付番号第6号は、相続人が中区辻之に居住する農業者で、申請地は中区辻之の田3筆、面積は合計3,005平方メートル、現

在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第7号は、相続人が中区辻之に居住する農業者で、申請地は中区辻之の田4筆、面積は合計3,070平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第8号は、相続人が東区石原町4丁に居住する農業者で、申請地は東区石原町2丁、3丁、及び4丁の田6筆、面積は合計5,255平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第9号は、相続人が南区檜尾に居住する農業者で、申請地は南区檜尾の田と現況畑の山林合わせて8筆、面積は合計1,446平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第10号は、相続人が西区菱木4丁に居住する農業者で、申請地は西区菱木4丁の田1筆、面積は870平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第11号は、相続人が美原区小平尾に居住する農業者で、申請地は美原区小平尾の田3筆、面積は合計2,062平方メートル、現在は2筆は農地として利用されており、1筆は農地として利用されていない状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第48号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第48号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第65号から第79号をご説明いたします。

まず、受付番号第65号は、申請地は東区北野田の田1筆、面積は1,123平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第66号は、申請地は東区北野田の田1筆、面積は995平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第67号は、申請地は東区北野田の田4筆、面積は合計4,286平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第68号は、申請地は東区北野田の田3筆、面積は合計1,241平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第69号は、申請地は東区日置荘原寺町の田1筆、面積は1,533平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第70号は、申請地は北区金岡町の田2筆、面積は合計2,832平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第71号は、申請地は北区中村町の田2筆、面積は合計972平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第72号は、申請地は美原区小寺の田1筆、面積は1,112平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第73号は、申請地は東区石原町3丁の田1筆、面積は922平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第74号は、申請地は美原区平尾の田1筆、面積は1,556平方メートルで、現在植木の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第75号は、申請地は中区陶器北の田3筆、面積は合計3,733平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第76号は、申請地は南区畑の田1筆、面積は2,466平方メートルで、現在ハウス及び野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第77号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は968平方メートルで、現在休耕の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第78号は、申請地は美原区菅生、美原区平尾の田5筆、面積は合計3,786.8平方メートルで、現在植木及び保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第79号は、申請地は美原区太井の田1筆、面積は1,361平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。
続きまして、議案第49号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。
ただし、受付番号第81号から第87号につきましては、田中正剛委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。
提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第49号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第80号、第88号から第95号を議題といたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第80号は、申請地は美原区小平尾の田2筆、面積は合計710平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第88号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は269平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第89号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は232平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第90号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は2,127平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第91号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は1,783平方メートルで、現在水稻の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構

から転借人へ10年です。

次に、受付番号第92号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は1,148平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第93号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は569平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第94号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は1,069平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第95号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は2,656平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第４９号の受付番号第８１号から第８７号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第３１条議事参与の制限の規定」を適用し、田中正剛委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第４９号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第８１号から第８７号をご説明いたします。

まず、受付番号第８１号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田１筆、面積は１，１６８平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ１０年、農地中間管理機構から借受人へ１０年です。

次に、受付番号第８２号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田１筆、面積は１，５４３平方メートルで、現在ハウス及び野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ１０年、農地中間管理機構から借受人へ１０年です。

次に、受付番号第８３号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田１筆、面積は２，０２６平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ１０年、農地中間管理機構から借受人へ１０年です。

次に、受付番号第８４号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田２筆、面積は合計４，２３７平方メートルで、現在野菜及び水稻の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ１０年、農地中間管理機構から借受人へ１０年です。

次に、受付番号第８５号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田１筆、面積は７５９平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ１０年、農地中間管理機構から借受人へ１０年です。

次に、受付番号第８６号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田２筆、面積は

合計1,881平方メートルで、現在水稻及び稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第87号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は567平方メートルで、現在花の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、田中正剛委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第50号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第50号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」をご説明いた

します。受付番号第2号をご説明いたします。

受付番号第2号は、農園開設主体が大阪市中央区釣鐘町2丁目で不動産業及びまちづくりの推進を図る事業を営む法人で、申請地は北区金岡町の生産緑地で田1筆、面積は1,328平方メートルで、堺市、所有者及び農園開設者による協定及び承認後、所有者と農園開設者が賃貸借契約を結ぶものです。市民農園の区画数は51区画、農園利用者への貸付期間は1年間です。なお承認後土地所有者は見回り、除草、清掃、点検や周辺住民からの相談対応等、年間200日以上従事する計画です。

なお、当該地区協議会におきまして承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告第36号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第40号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第36号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分について」から報告第40号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第36号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局

長専決処分の報告について」は13件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第37号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第38号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は4件ございました。まず、受付番号第6号は申請地が東区石原町4丁の田1筆で、面積は998平方メートル、離作補償はありで、双方合意によるものです。次に、受付番号第7号は申請地が南区别所の田10筆で、面積は合計2,786.74平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。次に、受付番号第8号は申請地が北区金岡町の田2筆で、面積は合計534平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。次に、受付番号第9号は申請地が南区畑の田4筆で、面積は合計2,584平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第39号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず受付番号第15号は申出者が妻で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第16号は申出者が養子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。

次に、報告第40号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。まず、受付番号第35号は、申請地が南区小代の田畑3筆で面積は合計687平方メートル、現況はガレージ車庫、事務所及び露天駐車場、経過年数は35年以上、次に受付番号第36号は、申請地が西区山田3丁の畑1筆で面積は56平方メートル、現況は雑木林、経過年数は45

年以上、次に受付番号第37号は、申請地が堺区北丸保園の田1筆で面積は403平方メートル、現況は宅地、経過年数は70年以上、次に受付番号第38号は、申請地が東区石原町3丁の田5筆で面積は合計3,045平方メートル、現況は雑木林、経過年数は30年以上、次に受付番号第39号は、申請地が北区百舌鳥陵南町3丁の田1筆で面積は446平方メートル、現況はマンション、経過年数は30年以上、いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和6年度第8回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第44号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第45号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第46号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第47号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第48号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第49号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第50号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第36号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第37号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第38号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第39号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第40号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長 北 尻 芳 子

委 員 柳 下 清 隆

委 員 霸 野 市 和